

I 2012 年度認証評価 努力課題に対する改善計画（報告）書

No	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
1	大学基準協会からの指摘事項	大学院博士後期課程において、人文科学、国際文化、経済学、法学、政治学、社会学、経営学、政策科学、工学、情報科学の 10 研究科は、コースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
	評価当時の状況	指導教員による個別指導を重視して、博士後期課程独自の授業としては指導教員が開講する 1 科目のみを院生に履修させ、これを補完するために修士課程の授業の履修を認めている。
	改善計画・改善状況	法学研究科では、認証評価の結果を受け、2013 年度にカリキュラム委員会を設置し、検討を重ねてきた。博士後期課程については、2015 年度までにコースワーク・リサーチワークの枠組みが固まり、①既存の開講科目を「特殊研究」と「特研演習」の 2 つの科目群に再編し、「特殊研究」をコースワーク科目として、「特研演習」をリサーチワーク科目として位置付ける、②単位制を導入し選択必修科目を設けることとなっている。2017 年度の実施に向けて、引き続き細部の検討を進め、2016 年度中に各種規定の改正を行う予定であり、新カリキュラム完成目前の段階に至っている。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	—
No	基準項目	5. 学生の受け入れ
2	大学基準協会からの指摘事項	過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が、デザイン工学部建築学科で 1.20 と高く、また、収容定員に対する在籍学生数比率について、理工学部電気電子工学科で 1.21、政策創造研究科博士後期課程で 3.33 と高く、一方、経済学研究科修士課程で 0.32、法学研究科修士課程で 0.20 と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	学科内入試制度を導入するなど収容定員に対する在籍学生比率の適正化に向けて取組みを継続しているところである。
	改善計画・改善状況	必要に応じ多様な入学者を確保することができるような措置として、2015 年度入試から社会人入試および外国人入試を実施したところ、志願者・入学者が増加した。かかる実施結果を踏まえ、2016 年度入試で、さらに 2 月の大学院入試にも社会人・外国人入試を追加し、外国人入試に関して 2 月入試において研修生との併願を認めたところ、2015 年度入試と同様に一定数の志願者・入学者を確保することができた。これら入試改革の成果を検証しつつ、引き続き入試改革にとどまらず新たな方策の検討に努める。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	2016 年度入試要項

II 2015 年度大学評価委員会の評価結果への対応

【2015 年度大学評価結果総評】

法学研究科では、志願者の減少傾向に歯止めをかけるべく、具体的な対策を相次いで打ち出しており、2015 年度は、修士課程については志願者、入学者の増加を実現していることは、評価したい。しかし、博士後期課程については、依然、非常に厳しい状況であり、修士課程を含め、危機的な状況を脱したとはまだ判断しがたい。「東京法学社」から続く本学法教育の伝統を受け継いでいくためには、より抜本的な改革も視野に入れつつ、今後の研究科のあり方について、不断の検討を重ねていただきたい。

【2015 年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】（～400 字程度まで）

法学研究科では、認証評価の結果を受け、カリキュラム委員会において具体的な検討を重ねてきた。すでに修士課程・博士後期課程のいずれについても、新たなコースワーク・リサーチワークの枠組みは固まっており、引き続き細部の調整をした上で、2017 年度実施を目指して新カリキュラムを完成させる予定である。かかるカリキュラム改革は、在校生の学習効果向上のみならず、学外に向けてアピールすることにより志願者・入学者の増加にも資するものであると期待できる。新たな入試として、2015 年度に導入した外国人入試・社会人入試、2016 年度 2 月に加えられた外国人入試および外国人入

試と研修生試験の併願を実施したが、2015年度入試では修士課程については志願者・入学者の増加が実現し、2016年度入試においても一定の人数を維持することができた。これらの入試は導入されたばかりであり、また、前述のように新カリキュラムの影響も見込めることから、今後数年間の動向を見た上で、新たな方策を検討し講じていく予定である。

Ⅲ 自己点検・評価

1 教員・教員組織

【2016年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

【教員像および教員組織の編制方針】 (2011年度自己点検・評価報告書より)

法学研究科の目的を見据えて、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを確実に実施するうえで、学生と並んで教員が最も肝要な主体である。本研究科の教員は、そのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて教育に当たることが要請される。本研究科での教育・研究は学部の専任教員の兼担によって行なわれることが通例である。マンツーマン方式による論文指導など院生のニーズに対応できるきめの細かい個別指導の一層の充実を図る。

1.1 学部等として求める教員像および教員組織の編制方針を明確にしているか。

①採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていますか。

はい いいえ

【根拠資料】 ※教員に求める能力・資質等を明らかにしている規程・内規等の名称を記入。

・専任教員の採用・昇格に関する内規

②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていますか。

はい いいえ

【研究科執行部の構成、研究科内の基幹委員会の名称・役割、責任体制】 ※箇条書きで記入。

- ・研究科の長として研究科長を置き、研究科長が専攻主任を兼務する。また、必要に応じて、専攻主任が専攻副主任を任命することにより、研究科執行部が構成されている。
- ・基幹委員会として、質保証委員会とカリキュラム委員会が設置されている。質保証委員会は、2013年度大学評価報告書の指摘を受けて設置され、構成員は研究科教授会構成員全員とし、研究科長ではない者を委員長として質保証に関する審議を行っている。カリキュラム委員会は、2012年度認証評価の結果を受けて設置され、カリキュラム改革に向けて検討を行っている。
- ・組織的な教育の実施に関する責任は、研究科教授会が担い、各教員の役割分担・責任については、教授会において確認されている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

1.2 教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①研究科（専攻）のカリキュラムにふさわしい教員組織を備えていますか。

はい いいえ

(～400字程度まで) ※教員像および教員組織の編制方針、カリキュラムとの整合性等の観点から教員組織の概要を記入。
 法学研究科の専任教員は、法学部に所属しており、教員組織の編成方針は法学部の編成方針に従う。人事に際しては、法学研究科における科目の担当も予定して議論がされ、教育上及び研究上の業績を有し、その担当する専門分野について高度の研究指導能力があると認められるかが考慮されている。法学研究科では、幅広い分野にわたり体系的に豊富な専門科目を設置し、また、個別の論文指導を目的とした科目も揃えているところ、専任教員が開講科目の相当数を担当している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・ http://www.hosei.ac.jp/gs/kenkyuka/hou/hou_senko/kyoin_message.html (教員紹介)

2015年度研究指導教員数一覧 (専任)

(2015年5月1日現在)

研究科・専攻 ・課程	研究指導 教員数	うち教授数	設置基準上必要教員数	
			研究指導 教員数	うち教授数
修士	22	22	5	4
博士	22	22	5	4
研究科計	44	44	10	8

研究指導教員1人あたりの学生数：修士0.59人、博士0.18人

②特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していますか。

はい いいえ

【特記事項】(～200字程度まで) ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

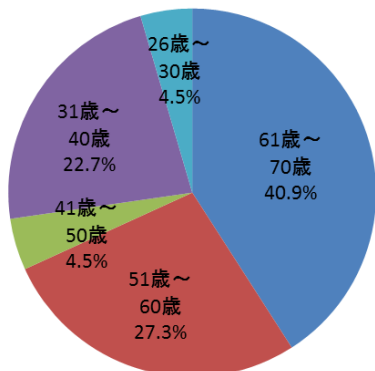
- ・特になし

専任教員年齢構成一覧

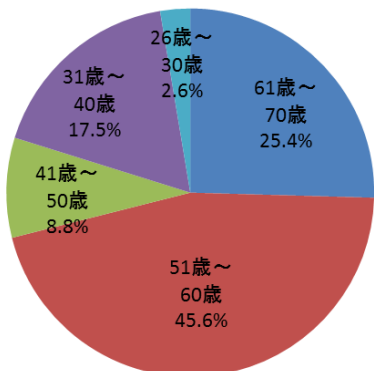
(5月1日現在)

年度\年齢	26～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61～70歳
2015	1人 4.5%	5人 22.7%	1人 4.5%	6人 27.3%	9人 40.9%

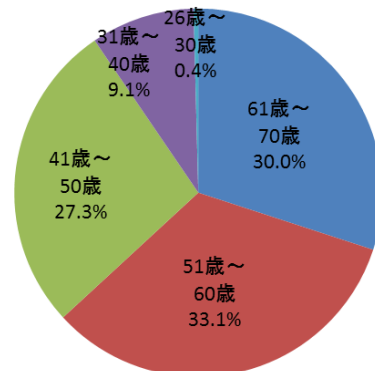
年齢構成比
(2015年度法)



年齢構成比
(法過去5年平均)



年齢構成比
(2015年度全研究科平均)



1.3 教員の募集・任免・昇格は適切に行われているか。

①大学院担当教員に関する各種規程は整備されていますか。

はい いいえ

【根拠資料】 ※大学院担当教員に関する規程・内規等の名称を簡条書きで記入。

- ・法学部の専任教員の採用・昇格に関する内規

②規程の運用は適切に行われていますか。

はい いいえ

【教員の募集・任免・昇格に関する学部教授会との連携体制】 ※教員の募集・任免・昇格に関し、学部教授会とどのような連携が行われているか概要を簡条書きで記入。

- ・法学研究科では、教員の募集・任免・昇格について、法学部の内規に準拠して運用している。法学研究科の専任教員は法学部法律学科の専任教員であり、学部での教員募集・選考時に大学院の担当も併せて検討され、適切に運用されている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

1.4 教員の資質向上を図るための方策を講じているか。

①研究科(専攻)内のFD活動は適切に行われていますか。

A B C

【FD活動を行うための体制】 ※簡条書きで記入。

- ・「学生による授業改善アンケート」を実施しており、そこで高い評価を維持するよう研究科教授会で結果を共有しつつ議論している。
- ・カリキュラム委員会を年に5回程度開催し、カリキュラムの見直しを行っている。
- ・FD委員会の設置を課題として認識し、開設に向けて検討を進めている。

【2015年度のFD活動の実績(開催日、場所、テーマ、内容(概要)、参加人数等)】 ※簡条書きで記入。

- ・カリキュラム委員会開催日
 - 2015年5月25日(月) 13時30分～14時00分 80年館7階角会議室
 - 2015年6月22日(月) 13時30分～14時00分 80年館7階角会議室
 - 2015年9月28日(月) 13時30分～14時00分 ボワソナードタワー26階A会議室
 - 2015年12月14日(月) 13時30分～14時00分 80年館7階角会議室
 - 2016年2月29日(月) 13時30分～14時00分 80年館7階角会議室

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・特になし	
②研究活動を活性化するための方策を講じていますか。	A <input checked="" type="checkbox"/> B C
【研究活動活性化の取り組み】 ※箇条書きで記入。 ・学部教授会において決定した方策（法学志林掲載や学術研究データベースの毎年の更新）に則って研究成果の公表や業績に関する情報公開を促している。 ・法学部のルールに基づき、国内外における研究・研修の機会が確保されている。	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。 ・ https://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html （法学志林） ・ http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm （学術研究データベース）	

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における 2015 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等（任意項目）

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・特になし

【この基準の大学評価】

<p>法学研究科の教員の採用・昇格基準等については、法学部の専任教員の採用・昇格に関する内規に基づき、適切に運用されている。</p> <p>研究科の組織的責任体制については、研究科長（専攻主任兼務）等による執行部、質保証委員会とカリキュラム委員会、教育実施に責任を負う研究科教授会により構成され、各教員の役割分担と責任は研究科教授会で確認されており、責任の所在が明確にされている。</p> <p>研究科専任教員は法学部に所属していることから、法学部の人事に際して法学研究科における科目担当も予定して審議されるため、高度な専門教育と論文指導を担う、カリキュラムにふさわしい教員組織が備えられていると評価できる。</p> <p>学部教員採用の際に年齢構成についても配慮されているが、教員年齢に偏りがみられる。長期的視点に立ってその改善に努めることが望まれる。</p> <p>FD 活動については、授業改善アンケートの実施と結果の共有、カリキュラム委員会におけるカリキュラム見直しが適切に行われているが、FD 委員会の設置について引き続き検討が望まれる。</p> <p>研究活動の活性化については、『法学志林』への論文掲載や学術研究データベースの毎年の更新等、学部教授会で決定した方策やルールに基づく取り組みがなされている。</p>

2 教育課程・教育内容

【2016 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

<p>【教育課程の編成・実施方針】</p> <p>法律学自体が強い体系性を有していることの反映から基本的には一定のメニューをそろえることでカリキュラムポリシーに対応している。修士課程においては、比較法的な知識を重視するという本研究科の教育目標を実現するため、英・独・仏を中心とした原典研究を設けて国際性に配慮している。また、ほとんどの授業をゼミ形式で行うことにより、討論の場を通じて、民主主義の精神を備えた国際的な人材育成という教育目標や他者に配慮しながら積極的にコミュニケーションができる能力を修得するという学位授与方針に沿うような学習効果を企図している。修士論文指導は教授陣によるマンツーマン方式で実施する。博士後期課程においては、担当教員による綿密な指導により、例えば比較法を含む先端レベルの法律知識の修得をもめざしたゼミ形式の授業を実施し、創造的な研究者として現代社会に貢献し得る水準の博士論文の作成を目指す。</p>
--

2.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	
①修士課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。	A <input checked="" type="checkbox"/> B C
<p>(～400 字程度まで) ※コースワーク、リサーチワークを組み合わせさせた教育課程の概要を記入。</p> <p>現行カリキュラムにおいても、コースワーク及びリサーチワークのそれぞれにつき、十分な科目が開講されており、院生の基礎知識の修得及び論文の完成に向けた研究指導が行われているが、カリキュラム委員会では、コースワーク・リサーチワークの枠組みをより明確化することによりさらなる充実化を図るため、科目の再編を行うべく検討を進めている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則別表、履修要綱・シラバス、大学院入学案内、大学院ホームページ(いずれも 2017 年度の予定) 	
②博士後期課程において授業科目を単位化し、修了要件としていますか。	はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
<p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
③博士後期課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。	A <input checked="" type="checkbox"/> B C
<p>(～400 字程度まで) ※コースワーク、リサーチワークを組み合わせさせた教育課程の概要を記入。</p> <p>博士後期課程においては、院生各自の論文作成に向けた研究活動が中心となることから、従来は、指導教員による個別指導を主眼に置いた論文指導科目を開講し、適宜、修士課程と合同で開講される科目の受講を促してきた。しかし、カリキュラム委員会による検討の結果、2015 年度までにコースワーク・リサーチワークの枠組みが固まり、①既存の開講科目を「特殊研究」と「特研演習」の 2 つの科目群に再編し、「特殊研究」をコースワーク科目として、「特研演習」をリサーチワーク科目として位置付ける、②単位制を導入し選択必修科目を設けるという方針は定まっているところである。2017 年度の実施に向けて、引き続き細部の検討を進め、2016 年度中に各種規定の改正を行う予定であり、新カリキュラム完成目前の段階に至っている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院学則別表、履修要綱・シラバス、大学院入学案内、大学院ホームページ(いずれも 2017 年度の予定) 	
2.2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	
①専門分野の高度化に対応した教育内容を提供していますか。	A <input checked="" type="checkbox"/> B C
<p>(～400 字程度まで) ※学生に提供されている専門分野の高度化に対応した教育に関し、どのような教育内容が提供されているか概要を記入。</p> <p>専門分野の高度化に対応した教育内容を提供することは、担当教員の責務である。学会・研究会への参加、国内外の研究・研修などを通じて、担当教員自身が専門分野の高度化に対応し、担当科目における授業内容や院生の個別指導に還元するよう努めている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履修要綱・シラバス 	
②大学院教育のグローバル化推進のための取り組みをしていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> A B C
<p>(～400 字程度まで) ※大学院教育のグローバル化推進のために行っている取り組みの概要を記入。</p> <p>諸外国から留学生の受け入れのために外国人入試の充実化を図るとともに、在校生には留学を推奨している。また、カリキュラムにおいては、外国書講読(法律学原典講読。2015 年は英、独、仏)を開講することにより、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。研究上必要なツールとして、外国法検索データベースの LexisNexis や Juris などを導入しており、適宜、それらのガイダンスを実施するなどして、技術習得の支援も行っている。さらに、外国人専門家を招聘して講演会を開催する際には、院生にも参加を呼びかけている。</p> <p>【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における 2015 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・カリキュラム改革のなかで新たなコースワーク・リサーチワークの具体的な方針を明確化した。	2.1①②

(3) 現状の課題・今後の対応等 (必須項目)

※（１）および（２）の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。

- ・新カリキュラムの完成に向けた細部の調整と各種規定の改正。

【この基準の大学評価】

法学研究科修士課程については、カリキュラム委員会において、コースワーク・リサーチワークの枠組みのさらなる明確化と充実化を図るために科目再編の検討を進めており、その成果に期待したい。

博士後期課程の改革については、カリキュラム委員会での検討の結果、コースワーク・リサーチワークの設定、及び単位制導入による選択必修科目設置の方針が確定し、2017年度実施に向けて、細部の検討と関連規定の改正を2016年度中に行うこととしている。改革に向けての努力を評価するとともに、新カリキュラムの完成とその成果に期待したい。

専門分野の高度化に対応した教育内容の提供については、学会等への参加、国内外の研究・教育などにより、担当教員自身が授業内容や院生の個別指導に還元するよう努めている。

教育のグローバル化推進の取り組みについては、外国人入試の充実、在校生への留学推奨のほか、外国語講読科目の開講、外国法データベースの導入、外国人専門家招聘による講演会への院生参加などが行われている。

3 教育方法

【2016年5月時点の点検・評価】

（１）点検・評価項目における現状

3.1 能力育成の観点から教育方法および学習指導は適切か。

①学生の履修指導を適切に行っていますか。

A B C

【履修指導の体制および方法】※箇条書きで記入。

- ・法学研究科では院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、各指導教員が個別に院生の自主性を尊重して履修指導している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・http://www.hosei.ac.jp/gaiyo/rinen/hoshin/kyoiku_katei/daigaku_in.html#04（法学研究科）

②研究科（専攻）として研究指導計画を書面で作成し、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。

はい いいえ

【研究指導計画の明示方法】※箇条書きで記入（ここでいう「研究指導計画」とは、個別教員の研究指導計画を指すのではなく、研究科としての研究指導を指す（学位取得までのロードマップの明示等））。

- ・シラバスを作成・配布し、各科目の年間指導計画を研究科教職員及び院生全体で共有できるようにしている。
- ・カリキュラム改革において、修士課程では、ガイドライン型のコース制を導入する予定である。

【根拠資料】※研究指導計画が掲載された文書・冊子等の名称を記入。

- ・履修要綱・シラバス

③研究指導計画に基づく研究指導、学位論文指導を行っていますか。

はい いいえ

（～400字程度まで）※組織的な研究指導、学位論文指導の概要を記入。

個々の院生に対する学位論文指導については、指導教員による個別指導を中心として行っている。カリキュラム改革では、リサーチワーク科目の明確化と科目の再編が予定されており、2017年度の実施に向けて作業を進めている。また、院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取り組みも行っている。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

3.2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。

①シラバスが適切に作成されているかの検証を行っていますか。

はい いいえ

【検証体制および方法】※箇条書きで記入（取組例：執行部（〇〇委員会）による全シラバスチェック等）。

- ・法学研究科では、カリキュラム委員会において、シラバスの適切な作成について議論をし、適切な作成がなされているか検証する必要があるとの結論に至った場合、その旨が研究科教授会に報告され、これを受けて、研究科教授会にて検証することとなっている。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

②授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っていますか。

はい いいえ

【検証体制および方法】 ※箇条書きで記入（取組例：後シラバスの作成、相互授業参観、アンケート等）。

- ・法学研究科では、シラバス作成と同様、カリキュラム委員会において必要と判断された場合、研究科教授会において検証することとなっている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

3.3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。

A B C

【確認体制および方法】 ※箇条書きで記入。

- ・法学研究科では、シラバスに成績評価方法を明示し、教員相互及び院生が適切性を判断できるようにしている。適切性を確認する必要があると認められる場合には、カリキュラム委員会や研究科教授会が開催され、検討・確認がなされている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

3.4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

①教育成果の検証を研究科（専攻）ごとに定期的に行っていますか。

A B C

【検証体制および方法】 ※箇条書きで記入。

- ・通常は年度末に1度、修論審査結果報告の際に研究科教授会にてメンバー全員が情報を共有するとともに、報告内容に関して、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証をおこなっている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

②学生による授業改善アンケート結果を組織的に利用していますか。

A B C

【利用方法】 ※箇条書きで記入。

- ・研究科教授会において、年度末に1回、「学生による授業改善アンケート」の結果を共有し、検討を行っている。アンケートの結果をふまえ、授業における院生の取組みや習熟度、学位論文執筆状況などの情報も共有しながら、改善の必要性の有無及び具体的な方策を審議している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2015年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・カリキュラム改革のなかで新たなコースワーク・リサーチワークの具体的な方針を明確化した。	3.1②③

(3) 現状の課題・今後の対応等（必須項目）

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。

- ・新カリキュラムの完成に向けた細部の調整と各種規定の改正。
- ・新カリキュラムに基づくシラバスの適切な作成。
- ・新カリキュラムに基づく授業内容に関する「学生による授業改善アンケート」の実施とその結果の検証。

【この基準の大学評価】

法学研究科の履修指導については、院生の専攻分野によって履修科目が大きく異なるため、各指導教員による履修指導を基本に位置づけており、適切に行われている。

研究指導計画の明示方法については、シラバスの作成・配布による各科目の年間指導計画の共有化に努めている。カリキュラム改革において、修士課程にガイドライン型のコース制導入を予定しており、新カリキュラムに基づくシラバスの適切な作成に期待したい。

研究指導計画に基づく研究指導・学位論文指導については、指導教員による個別指導を中心に位置づけるとともに、学内外の研究会における院生の研究報告の機会提供により組織的な指導の取り組みを行っている。

今後、学生への指導にあたっては、研究科全体に共通する、研究指導の方法と内容、及び年間スケジュールを文書にして

明示することを期待したい。

シラバス作成の適切性、及び授業がシラバスに沿って行われているかについては、カリキュラム委員会で議論したうえで、必要に応じ、研究科教授会で検証している。

成績評価と単位認定の適切性については、シラバスに成績評価方法を明示するとともに、必要に応じ、カリキュラム委員会や研究科教授会で検討・確認がなされている。

教育成果の定期的検証については、修士論文審査結果報告の際に研究科教授会で情報の共有、検証が行われている。

「学生による授業改善アンケート」結果については、研究科教授会において情報の共有・検討が行われている。また、今後予定されている新カリキュラムに基づく授業内容に関する「アンケート」の実施と結果検証が望まれる。

4 成果

【2016年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

【学位授与方針】

修士課程の学位については(1)専門分野の法律知識と柔軟な法律の解釈・適用能力を修得するとともに(2)担当教員の指導の下基礎的な研究能力を練磨・修得し(3)自己の意見を法的思考の下に説明し他者に配慮しながら積極的にコミュニケーションができる能力を修得し最終的に(4)修士論文の作成を所定の年限において果たした者に授与する。博士後期課程の学位については(1)から(4)までの成果を基に(5)担当教員の指導の下でのさらなる高度で自立した研究能力の修得(6)その基礎となる例えば比較法を含む先端レベルの法律知識の修得をしつつ(7)創造的な研究者として現代社会に貢献し得る水準の博士論文の作成を所定の年限において果たした者に授与する。

4.1 教育目標に沿った成果が上がっているか。

①学生の学習成果を測定していますか。

A B C

(～400字程度まで) ※取り組みの概要を記入。

法学研究科では、学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、学位授与について審議がなされる。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

4.2 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

①学位論文審査基準を明らかにし、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。

はい いいえ

【学位論文審査基準の明示方法】 ※箇条書きで記入。

・法学研究科では、大学院学則3条に定める目的に則り、①法の基本原則などの探求、②先端的な専門分野の法律知識や比較法の知識を活用した柔軟な解釈の能力など、研究者・高度職業人としての基礎力を修得している旨の学位授与方針を作成し、大学院入学案内や大学院ホームページにおいて明示している。

【根拠資料】 ※学位論文審査基準にあたる文書の名称および冊子等に掲載し公表している場合にはその名称を記入。

・大学院入学案内、大学院ホームページ

②学位授与状況(学位授与者数・学位授与率・学位取得までの年限等)を把握していますか。

はい いいえ

【データの把握主体・把握方法・データの種類の等】 ※箇条書きで記入。

・研究科教授会にて、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供に基づき、各年度の学位取得者の増減が示される。これらを通して、学位授与者数や学位取得年限等も把握している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

③学位の水準を保つための取り組みを行っていますか。

A B C

(～400字程度まで) ※取り組み概要を記入。

法学研究科では、学位論文審査を論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による複数の審査において、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、学位授与の可否が判定されている。

④学生の就職・進学状況を研究科(専攻)単位で把握していますか。

はい いいえ

【データの把握主体・把握方法・データの種類の等】 ※箇条書きで記入。

- ・学籍異動の状況は、研究科教授会にて審議事項とされている。
- ・研究科教授会では、各指導教員からの情報提供もなされている。
- ・修了生は、各自の状況をキャリアセンターに報告することとされている。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・特になし

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における 2015 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等（必須項目）

※(1) および(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。

- ・今後も学位授与方針の周知を徹底する。
- ・これまでの学位授与水準を維持するべく、引き続き学位論文の慎重な審査・判定を行う。

【この基準の大学評価】

法学研究科における学生の学習成果測定については、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行われている。学位論文の中間報告会については、複数の教員が参加して多面的な角度から助言が与えられる意義を考慮して、今後設置に向けて検討を願いたい。

学位論文を審査する基準、例えば研究テーマの適切性、研究方法の妥当性などは文書にして、オリエンテーションの際や論文、リサーチペーパーの予備登録の際に徹底させることが望まれる。

学位授与状況については、研究科教授会において、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供に基づき適切に把握されている。

学位の水準確保については、複数の審査委員による論文・口述審査により判断され、最終的には研究科教授会において判定されており適切である。

学生の就職・進学状況については、学籍異動状況の審議、各指導教員からの情報提供、修了生のキャリアセンターへの報告に基づき、研究科教授会において把握されている。

5 学生の受け入れ

【2016年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

【学生の受け入れ方針】

法学研究科では、一般入試に加えて、本学学部生について成績優秀者の推薦入試制度を新設したほか、外国人等を対象とした研修生入試を実施して民主主義の精神を備えた国際的な人材育成という教育目標に沿う人材の受け入れに努めるなど受け入れ経路の多様化に対応している。こうした受け入れ経路の多様性を模索しつつ、「自由と進歩」の建学の精神と教育目標、学位授与の方針に照らし、既成概念にとらわれない自由な発想で考え、新しい問題に積極的にチャレンジする創造的意欲を持ちながら、(1)柔軟な法律の解釈・適用能力や、(2)多様な言語を用いて自己の意見を説明する能力、(3)他者に配慮しながら積極的にコミュニケーションができる能力等を修得し得る可能性を持つという、人材を受け入れることを基本方針とする。外国人留学生については、入学前に日常会話に不自由しない程度の日本語能力と日本の法律制度に対する基本的な知識を修得しておくことが望まれる。

5.1 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①定員の超過・未充足に適切に対応していますか。

はい いいえ

(～200字程度まで) ※入学定員・収容定員の充足状況をどのように捉えているかを記入。

法学研究科では、定員を充足していない現状に対処するため、2015年度入試改革(外国人・社会人入試、受験科目の見直し)を実施したところであるが、その成果を受けて、さらに2016年度入試においても2月入試に外国人・社会人入試を加えるとともに、外国人入試と研修生の併願を認めることとし、2015年度ほぼ同様の志願者数・入学者数を維持することができた。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

定員充足率（2011～2015年度）

（各年度5月1日現在）

【修士】

種別\年度	2011	2012	2013	2014	2015	5年平均
入学定員	20名	20名	20名	20名	20名	—
入学者数	2名	5名	7名	3名	7名	—
入学定員充足率	0.10	0.25	0.35	0.15	0.35	0.24
収容定員	40名	40名	40名	40名	40名	—
在籍学生数	8名	9名	13名	13名	13名	—
収容定員充足率	0.20	0.23	0.33	0.33	0.33	0.28

【博士】

種別\年度	2011	2012	2013	2014	2015	5年平均
入学定員	5名	5名	5名	5名	5名	—
入学者数	0名	1名	0名	2名	1名	—
入学定員充足率	0.00	0.20	0.00	0.40	0.20	0.16
収容定員	15名	15名	15名	15名	15名	—
在籍学生数	5名	3名	2名	5名	4名	—
収容定員充足率	0.33	0.20	0.13	0.33	0.27	0.25

5.2 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

①学生募集および入学者選抜の結果について検証していますか。

A B C

【検証体制および検証方法】※箇条書きで記入。

・法学研究科では、研究科教授会において、入試ごとに受験生の動向、試験科目の適切さ、判定基準などについて議論をして、検証を行っている。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2015年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・2016年度入試において、2月入試に外国人・社会人入試を加えるとともに、外国人入試と研修生の併願を認めることとした。	5.1①

(3) 現状の課題・今後の対応等（任意項目）

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・2015年度入試では、改革を経て、志願者・入学者が増加し、2016年度入試においてもさらに改革を進め、2015年度とほぼ同様の志願者数・入学者数を維持することができた。今後も、入試改革と新カリキュラムの効果を検証しながら、新たな方策を検討し講じていく。

【この基準の大学評価】

法学研究科の定員未充足への対応については、すでに導入済みの学科内入試に加え、2015年度および2016年度に入試改革を行い、適切に対応しているものと評価できるが、とりわけ博士後期課程の充足率にはなお厳しいものがある。今後、入試改革と新カリキュラムの効果を検証した上で、引き続き、定員充足に向けての取り組みに努めることが望まれる。

学生募集・入学者選抜の結果については、研究科教授会において、議論、検証を行い、入試改革につなげており評価できる。

6 学生支援

【2016年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

6.1 学生への修学支援は適切に行われているか。

①研究科（専攻）として外国人留学生への修学支援について適切に対応していますか。

A B C

(～400字程度まで) ※外国人留学生への修学支援に関する取り組みの概要を記入。

法学研究科では、入学時の新入生オリエンテーションにおいて、日本人の学生とともに外国人留学生にも役立つ研究上の注意事項や基本的な技術の習得に関する情報を提供している。また、院生の上級生からもガイダンスを行い、大学院における生活一般にかかわる情報を提供し、とりわけチューター制度への申込みを強く推奨している。チューターによる外国人留学生への支援は、日本語指導、研究に必要な情報収集の方法の指導、及び生活一般の相談など、重要な役割を果たしている。さらに、指導教員が個別に外国人留学生に科目の履修や研究について指導を行っている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・特になし

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2015年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等（任意項目）

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・特になし

【この基準の大学評価】

法学研究科における外国人留学生の修学支援については、新入生オリエンテーションや上級生からのガイダンスにより、研究上の注意事項、技術習得や生活一般に係る情報の提供を行うほか、チューター制度への申し込みの推奨、指導教員による個別指導により、適切に対応されている。

7 内部質保証

【2016年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

7.1 内部質保証システム（質保証委員会）を適切に機能させているか。

①質保証委員会は適切に活動していますか。

はい いいえ

【2015年度質保証委員会の構成、開催日、議題等】 ※箇条書きで記入。

- ・質保証委員会は、研究科教授会構成員全員からなり、研究科長ではない者を委員長として、質保証に関する審議を行った。
- ・第1回 2015年10月26日（月）13時30分～14時00分 ボワソナードタワー26階A会議室
- ・第2回 2016年2月29日（月）13時30分～14時00分 80年館7階角会議室
- ・第3回 2016年3月14日（月）13時30分～14時00分 80年館7階角会議室

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2015年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

【この基準の大学評価】

法学研究科の質保証委員会は、研究科教授会構成員全員により構成され、研究科長ではない者を委員長として、年3回程度、質保証に関する審議を行っている。
ただし、評価システムの客観性確保という視点から、質保証委員会の性格をあらためて検討することが望まれる。

【大学評価総評】

法学研究科の2012年度認証評価における指摘事項については、以下のとおりである。

①カリキュラム委員会による検討の積み重ねの結果、修士課程・博士後期課程ともに、新たなコースワーク・リサーチワーク導入を基軸とする新カリキュラム改革の枠組みはすでに固まっており、2017年度に実施する予定である。作業が予定どおり進められることを期待したい。②2015年度入試改革とそれを踏まえた2016年度入試の実施（外国人・社会人入試、受験科目見直し等）により、修士課程の入学人数は増加傾向にあることは評価できる。引き続き、修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率の改善に努めることが望まれる。

2015年度大学評価結果への対応については、2015年度入試改革とそれを踏まえた2016年度入試に努力を傾注したことは評価できるが、依然として、博士後期課程の入学人数は厳しい状況にある。このような状況に対しては、入試改革と2017年度実施予定の新カリキュラムとの相乗効果を踏まえ、今後数年間の動向を見極めた上で、新たな方策を検討し講じていくことが、法学研究科の方針とされている。引き続き、定員充足率の改善に向けて努力することが望まれる。

法学研究科では、志願者数・入学人数の厳しい状況等を踏まえて、さらには時代の大きな変化を背景にして、新カリキュラム改革や入試改革など具体的な対策を講じてきており、その成果に期待したい。